

事案名	東広島市（広島陸軍兵器補給廠八本松分廠）の事案（広島県34-5-1）
フォローアップ調査資料	<ul style="list-style-type: none"> ・「瓦斯ニ関スル綴」（日付なし）〔1〕 ・「化学兵器ノ製造ニ関スル事項」（作成主体、作成年月日は不明）〔2〕 ・「化学兵器ノ補給等ニ関スル事項」（作成主体、作成年月日は不明）〔3〕 ・「終戦時各補給廠ノ化学戦弾薬ノ状況」（作成主体、作成年月日は不明）〔5〕 ・「化学戦弾薬及器材調査表」（作成主体、作成年月日は不明）〔6〕
追加資料	<ul style="list-style-type: none"> ・「化学兵器ノ製造ニ関スル事項」（作成主体、作成年月日は不明）〔A1〕 ・「化学兵器ノ補給等ニ関スル事項」（作成主体、作成年月日は不明）〔A2〕 ・「化学戦弾薬及器材調査表」（作成主体、作成年月日は不明）〔A3〕 ・『東広島市の歴史事典』（東広島郷土史研究会 平成9年7月）〔A4〕 ・『ふるさとの思い出 写真集 明治・大正・昭和 東広島』（株式会社 国書刊行会 昭和56年3月）〔A5〕 ・東広島市聞き取り調査〔A6〕 ・『平成16年度国内における旧軍毒ガス弾等に係る情報収集及び取りまとめ業務報告書』〔A7〕 ・『平成14年度 広島県の水道の現況』平成16年3月〔A8〕 ・『平成16年度B/C事案における第2次地下水調査業務 報告書』〔A9〕
平成15年度フォローアップ調査報告書の要約	<p>生産・保有情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島県八本松には、100mmあか弾1,198発と100mmきい弾1,796発が保有されていた〔1〕。 ・広島県八本松には、91式10榴用瓦斯弾2,214発が保有されていた〔2〕〔3〕。 ・終戦時に、広島陸軍兵器補給廠八本松分廠には91式10榴あ弾1,198発、91式10榴い弾1,796発が保有されていた〔5〕〔6〕。
新たな情報	<p>生産・保有情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有情報のうち、91式10榴用瓦斯弾2,214発の内容について、「きい弾7割、赤弾2割」と記載されている〔A1〕。また、「クシャミ剤を填実シアルモノヲ含ミアリ 其

割合ハイペリット填充ノモノ約70%其ノ他約30%ナリ」とも記載されている〔A2〕。また、毒ガス弾の保管先については、構内倉庫及びホームとの情報がある〔A3〕。

その他情報

- ・昭和17年3月に飯田下組に設置された広島陸軍兵器補給廠八本松分廠は、戦後、米軍に接收された後、国鉄八本松材修工場・開拓地・其の他の用地に転用されたとの情報がある〔A4〕。
- ・国鉄八本松材修場は、広島陸軍兵器補給廠八本松分廠の敷地・建物・引込み線を利用したという記載があるが〔A5〕、元国鉄材修場関係者は、旧軍施設について、現在の民間会社工場付近の山に横穴があり、燃料等が貯蔵されていたとの話は聞いたことがあるが、兵器や弾薬があったかどうかは定かでない。自分が勤務していたときには、中には何もなかったと証言している〔A6〕。
- ・現在民間会社工場となっている広島陸軍兵器補給廠八本松分廠跡地は、昭和18年に旧陸軍が取得していた〔A7〕。民間会社工場付近の山は、住宅として開発されており横穴は残っていない〔A6〕。
- ・東広島市の事案周辺には水道の水源はない〔A8〕。
- ・環境省が実施した地下水調査の結果、毒ガス関連成分は検出されなかった〔A9〕。

事案名	東広島市（第11海軍航空廠[八本松・川上]）の事案（広島県34-5-2）
フォローアップ調査資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ Intelligence Report on Japanese Chemical Warfare Volume [4] ・ 23 . C G Sixth Army Japanese Toxic Ammunitions in Omine / Okunoshima 2 -DEC- 4 5 / 1 5 -NOV- 4 5 [7] ・ 『民間会社社史』 [8] ・ Disposal Report Chemical Munitions :Operetion Lewisite,1946 [9] ・ 「旧軍毒ガス弾等の全国調査」のフォローアップ調査について [10]
追加資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 『呉市史』第八巻 [A 1] ・ Weekly Operation Report Number5 [A 2] ・ 「呉海軍軍需部 引渡目録 1 / 3」 [A 3] ・ 「旧軍毒ガス弾等に係る旧軍施設関係資料の詳細調査について」 [A 4] ・ 中国新聞ホームページ掲載資料 [A 5] (http://www.chugoku-np.co.jp/abom/anpo/t000126c.html) ・ 「提供施設・区域の使用実態等調査書（業務資料）」 [A 6] ・ 東広島市聞き取り調査 [A 7] ・ 『平成14年度 広島県の水道の現況』平成16年3月 [A 8] ・ 『平成16年度B / C事案における第2次地下水調査業務 報告書』 [A 9] ・ Intelligence Report on Japanese Chemical Warfare Volume [A 10]
平成15年度フォローアップ調査報告書の要約	<p>生産・保有情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第11海軍航空廠（八本松・切串・川上）には、60kgイペリット爆弾11,344発が保有されていた [4]。 ・ 終戦時、八本松には、60kgイペリット爆弾638発が残存されていた [7]。 <p>現在の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 川上村は、現在の東広島市八本松町の一部である。また、現在、川上地区には、米軍の弾薬庫施設が存在する [10]。
新たな情報	<p>廃棄・遺棄情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弾薬類の処分に関連して「八本松の弾薬庫については、多量のガス爆弾が漏れはじめて危険であるということで、5月2日（前後の文より昭和21年）に作業をはじめの予定であった

たが、輸送の都合がつかず延期された」との記載がある〔A 1〕。なお、本資料の原資料は「Weekly Operation Report Number5」に記載されている〔A 2〕。

その他情報

(1) 毒ガスに係る情報

- ・呉海軍軍需部の配置を記した地図の中に、「特薬庫」の位置が記載されている〔A 3〕。現在その場所は、米軍川上弾薬庫の敷地内に該当するものと推定される〔A 4〕。

(2) その他情報

- ・川上には、海軍軍需部川上火薬庫が存在しており、同弾薬庫は昭和21年2月に米軍が接收し、川上弾薬庫として利用している〔A 5〕〔A 6〕。
- ・川上弾薬庫内に住居を構えていた住民は、昭和15年に海軍航空廠の建設に伴い土地を提供し、海軍航空廠で守衛として採用され働いていたと証言している。同証言者によると、当時の東門付近に壕が作られ、兵器や武器等が保管されていたほか、中山の北側に横穴式の壕が作られ、そこにも兵器や弾薬が保管されていた。当時、これらの弾薬の中には、毒ガス弾も含まれているとのうわさがあったが、真偽のほどは定かではないとも証言している〔A 7〕。
- ・現在の米軍川上弾薬庫は、秋月弾薬廠第83兵器大隊（司令部・呉市）に所属している〔A 5〕。
- ・東広島市の事案周辺には水道の水源はない〔A 8〕。
- ・環境省が実施した地下水調査の結果、毒ガス関連成分は検出されなかった〔A 9〕。

(3) 第11海軍航空廠（東広島）の存在場所について

- ・第11海軍航空廠（東広島）の事案には、第11海軍航空廠に係る2つの地区（八本松、川上）が記載されている〔A 10〕。川上については、川上弾薬庫内に住居を構えていた住民が、昭和15年に海軍航空廠の建設に伴い土地を提供したと証言していることから〔A 7〕、川上の第11海軍航空廠は川上弾薬庫と同地区一帯に該当すると推定される。一方、八本松については不明である。なお、住民が住居を構えていた場所は呉海軍軍需部に係っており、同軍需部敷地内には「特薬庫」が存在していたとの情報がある〔A 3〕。